

○役員退職手当支給規程

(平成15年10月1日規程第58号)

改正	平成16年1月8日規程第1号	平成18年6月26日規程第52号
	平成20年9月26日規程第53号	平成21年6月11日規程第24号
	平成25年3月28日規程第12号	平成26年12月25日規程第93号
	平成27年4月8日規程第51号	平成29年12月20日規程第67号

(総則)

第1条 国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)の役員(非常勤役員を除く。以下「役員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給額)

第2条 役員が退職し、又は解任されたときは、在職期間1月につき、その者の退職時又は解任時における本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額を退職手当として支給する。ただし、第3条の2第1項及び第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職又は号俸ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務の実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

第3条の2 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を、国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

6 前項の規定による場合において、当該退職の日における本給月額については、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎とし、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(再任等の取扱)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員を命ぜられたときも同様とする。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項の規定により解任されたとき(同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。)、又は、退職日から支給日までの間において在職期間中の行為について定年制職員就業規程(平成15年規程33号)第55条第1項に掲げる行為に相当する非違行為があったと認められたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給するものとする。

3 退職手当は、特別の事由のある場合を除き、第2条に定める業績勘案率に関する文部科学大臣の決定があった日から1月以内に支給する。

4 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第11条から第18条までの規定を準用する。この場合において、「懲戒免職等処分」とあるのは「定年制職員就業規程第55条第1項に掲げる行為に相当する非違行為を理由とした退職勧奨」、「退職手当管理機関」とあるのは「研究所」、「退職手当・恩給審査会等」とあるのは「理事長の指名する者による退職手当審査会」と読み替えるものとする。

(遺族の範囲)

第6条 前条の遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとし、受給順位は、次の各号の順序による。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)

(2) 子、父母、孫及び祖父母で、役員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は役員の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。このときにおいて、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

(3) 前号に該当する者がいないときにおいては、退職手当を受けるべき者は、役員の子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者並びに役員の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位により、兄弟姉妹に

については、役員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は役員の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。

- (4) 前号に該当する者が不在ときにおいては、退職手当を受けるべき者は、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族とする。
- 2 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上あるときには、退職手当は、その人数によって等分するものとする。
- 3 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人理化学研究所法附則第2条第1項の規定による理化学研究所(以下「旧研究所」という。)の解散に伴い旧研究所の役員を退職し、引き続き研究所の役員に任命された者の第2条の規定する在職期間にはその者の旧研究所としての在職期間を含むものとする。
- 3 平成14年4月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が適用日以降引き続き在職し、更に平成15年10月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号の一により計算した額とする。
 - (1) 任命の日から退職の日まで同一の役職の役員であった者の退職手当の額は、適用日の前日における本給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と基準日の前日における本給月額に適用日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と当該退職の日における本給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
 - (2) 第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者で、適用日の前日までに異なる役職がある者の退職手当の額は、適用日の前日における当該異なる役職ごとの本給月額に任命の日から適用日の前日までの異なる役職ごとの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額と、基準日の前日における本給月額に適用日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と、当該退職の日における本給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
 - (3) 第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者で、適用日以後に異なる役職がある者の退職手当の額は、適用日の前日における本給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と、基準日の前日における当該異なる役職ごとの本給月額に適用日から基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間1月につき100分の28を乗じて得たそれぞれの額と、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職の日までの異なる役職ごとの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。
 - (4) 第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者で、適用日の前日までに異なる役職があり、更に適用日以後においても異なる役職がある者の退職手当の額は、適用日の前日における当該異なる役職ごとの本給月額に任命の日から適用日の前日までの異なる役職ごとの在職期間1月につき100分の36

の割合を乗じて得たそれぞれの額と、基準日の前日における当該異なる役職ごとの本給月額に適用日から基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間1月につき100分の28を乗じて得たそれぞれの額と、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職の日までの異なる役職ごとの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 4 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときには後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則(平成16年1月8日規程第1号)

- 1 この規程は、平成16年1月9日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成15年12月31日までの在職期間に係る退職手当の支給額については、改正後の規程第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年6月26日規程第52号)

- 1 この規程は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日(以下「基準日」という。)より適用する。
- 2 基準日の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 基準日の前日における本給月額に、任命の日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額
 - (2) 基準日の前日における本給月額に、平成16年1月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
 - (3) 退職日における本給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
- 3 第3条第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と、第3条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則(平成20年9月26日規程第53号)

- 1 この規程は、平成20年10月1日(以下「基準日」という。)から施行する。
- 2 基準日の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 平成18年4月1日(以下「適用日」という。)の前日における本給月額に、任命の日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額

- (2) 適用日の前日における本給月額に、平成16年1月1日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
 - (3) 基準日の前日における本給月額に、適用日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
 - (4) 退職日における本給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
- 3 第3条第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と第3条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年6月11日規程第24号)

- 1 この規程は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成20年10月1日の前日に現に在職する役員が平成20年10月1日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 平成18年4月1日の前日における本給月額に、任命の日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額
 - (2) 平成18年4月1日の前日における本給月額に、平成16年1月1日から平成18年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
 - (3) 平成20年10月1日の前日における本給月額に、平成18年4月1日から平成20年10月1日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
 - (4) 退職日における本給月額に平成20年10月1日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（役職別期間がある者にあつては、役職別期間1月につき、当該異なる役職又は号俸ごとの退職日における本給月額に100分の12.5を乗じて得た額に、委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 3 第3条第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と第3条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。
- 4 附則第2項第1号の在職期間に係る退職手当は、第5条第3項の規定にかかわらず、特別の事由のある場合を除き、退職の日から1月以内に支給する。

附 則(平成25年3月28日規程第12号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成25年3月28日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

(経過措置)
- 2 改正後の規程第2条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間に退職した場合においては「100分の98」とし、同年10月1日から平成26年6月30日までの間に退職した場合においては「100分の92」とする。

附 則(平成26年12月25日規程第93号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月8日規程第51号)

- 1 この規程は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日の前日に現に在職する役員が平成27年4月1日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 平成27年4月1日の前日における本給月額に、平成20年10月1日から平成27年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の10.875を乗じて得た額に、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額
 - (2) 退職日における本給月額に平成27年4月1日から退職の日までの在職期間1月につき100分の10.875を乗じて得た額に、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（役職別期間がある者にあつては、役職別期間1月につき、当該異なる役職又は号俸ごとの退職日における本給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 3 第3条第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と第3条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則(平成29年12月20日規程第67号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。